

◎兵庫県本人確認情報等保護審議会条例（平成14年兵庫県条例第27号）

（趣旨）

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第3項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、兵庫県本人確認情報等保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員7人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

（1）学識経験のある者

（2）市町の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（秘密を守る義務）

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、審議会が定める。

（罰則）

第8条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年8月5日から施行する。

（招集の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9号の4を第9号の5とし、第9号の3を第9号の4とし、第9号の2の次に次の1号を加える。

（9）の3 本人確認情報保護審議会

別表第1 固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-------------|----------|----------|--------------------|
| 本人確認情報保護審議会 | 会長 委員 | 日額 日額 | 15,500円 12,500円 |
|-------------|----------|----------|--------------------|

別表第2 固定資産評価審議会の委員の項の次に次のように加える。

| | |
|----------------|---------------------|
| 本人確認情報保護審議会の委員 | 職員旅費条例中8級の職務にある者相当額 |
|----------------|---------------------|

附 則（平成16年3月26日条例第13号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月13日条例第39号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第10条及び第11条第1号の規定は公布の日から、第5条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 施行日後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「改正前の刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、改正前の刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は改正前の刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な経過措置は、別に定める。